

## 中小企業振興資金利子補給金

沖縄県融資制度のうち、雇用創出促進資金、新事業分野進出資金、ベンチャー支援資金及び創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付）の運転資金・設備資金の融資を受けた方へ利子補給を実施します。

### 対象事業主

雇用創出促進資金、新事業分野進出資金、ベンチャー支援資金及び創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付）の運転資金・設備資金の貸し付けを受け、融資を受けた日から3年を経過していない事業主であること。

ただし、利子補給金の交付を受けることのできる資金の上限額は2,000万円です。

### 利子補給率

利子補給対象資金		利子補給率
雇用創出促進資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1名新規雇用(非正規雇用)を行う場合</li> <li>・非正規から正規雇用等に1名転換する場合</li> </ul>	融資利率1.50%のうち1.00%を補助
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1名新規雇用(非正規雇用)を行う場合</li> <li>・2名以上新規雇用(非正規雇用)を行う場合</li> <li>・非正規から正規雇用等に2名以上転換する場合</li> <li>・法定雇用障がい者数を超えて障がい者を雇用しているもので、沖縄県中小企業支援課長の認定を受けた場合</li> <li>・以下、(1)～(6)の認定・承認を受ける場合</li> </ul> (1)えるぼし認定 (2)くるみん認定 (3)ユースエール認定制度 (4)沖縄県人材育成起業認証制度に基づく認証 (5)沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度に基づく認証 (6)その他上記(1)～(5)と同等と認められる事業等に基づく認定・認証	融資利率1.50%のうち1.50%を補助
新事業分野進出資金、ベンチャー支援資金		融資利率1.50%のうち1.00%を補助
創業者・事業承継支援資金(創業者支援貸付)		融資利率1.70%のうち1.00%を補助

### 利子補給金の額

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間において、月毎に次の算式により計算した金額の当該期間の合計とする。

利子支払方法	利子補給金の額の算式
前払い	$\text{利子補給金の額} = \text{利子補給計算月の月末融資残高} \times \text{利子補給率} \div 365 \text{日} \times \text{利子日割日数}$ ※初回返済月において、利子補給計算月の月末融資残高を融資実績と読み替える。
後払い	$\text{利子補給金の額} = \text{利子補給計算月の前月末融資残高} \times \text{利子補給率} \div 365 \text{日} \times \text{利子日割日数}$ ※初回返済月において、利子補給計算月の前月末融資残高を融資実績と読み替える。

注1 利子日割日数は、償還年月日間の経過日数とする。

注2 うるう年においては、365日を366日と読み替える。

ただし、返済の条件変更等により貸付返済予定明細に変更があった場合の利子補給金の額は、融資残高が変更前の額を超える場合は変更前の融資残高により算定し、融資残高が変更前の額よりも少なくなる場合は当該変更後の融資残高により算定した額とする。

## 利子補給期間

融資を受けた日から3年を限度とする。 ※ただし、毎年度予算成立が前提です。

## 申請方法

- 申請先：沖縄県商工労働部中小企業支援課
- 申請期間：令和2年1月1日（水）から令和2年1月31日（金）まで  
※持参の場合は、平日9：00～17：00にお越しください。（12:00～13:00 除く）
- 申請要領、様式等については、  
令和元年10月頃に沖縄県商工労働部中小企業支援課HPに掲載予定。  
<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/kinyu/rishihokyyu.html>
- 対象資金の融資内容及び申請先については上記HPに掲載しております。